

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 13 日

障害福祉サービス事業所管理者 各位

三股町福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言等を踏まえた障害福祉サービス事業（通所・短期入所等）等及び地域生活支援事業（移動支援及び訪問入浴は除く）における対応等について（依頼）

日頃より本町の障害福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年 4 月 7 日に厚労省より「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」及び「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」が発出され、4 月 16 日に国から緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、下記の点に留意のうえ、対応をお願いします。

#### 記

#### 1 緊急事態宣言が行われている間の対応について

##### (1) 期間について

令和 2 年 5 月 31 日（日）まで

※宮崎県の緊急事態宣言が期間途中で解除された場合はその期日までとなります。

##### (2) 事業所でのサービス提供について

- 原則、障害福祉サービス事業所等（地域生活支援事業を含む。以下同じ。）については、感染予防に十分に留意し、可能な限り運営の継続に努めてください。
- 家にいることが可能な利用者に対しては、必要最低限の利用となるよう協力を求める等の対応をお願いします。
- 利用自粛のお願いは、利用者の皆様に協力をお願いするもので、利用を制限するものではありません。
- 利用者が在宅で生活することが困難な状況である場合等については、各家庭の状況を配慮した対応をお願いします。

##### (3) 代替的なサービスの提供（在宅支援の提供）

- 令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態

裏面あり

宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」の1-(4)-①において、「できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合」の基準は、別紙「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う在宅支援・在宅就労に伴うチェックリスト」において判断します。

○代替的なサービスの提供（在宅支援の提供）を開始する時は、事前に別紙「就労継続支援A型・B型事業所・自立訓練における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」又は「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」を提出してください。

○具体的なサービス内容は次のとおりです。

下記関連通知の「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」問4を参照してください。

生活介護事業におけるサービス内容については、届出時に支援内容を記載してください。

## 2 その他

障害福祉サービス事業所等におかれましては、手洗いの励行、手や指の消毒、検温の実施等、感染防止に万全の対策を採るようお願いします。

## 関連通知

- ・令和4年4月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡  
「[新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）](#)」
- ・令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡  
「[緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について](#)」
- ・令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡  
「[緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について](#)」
- ・令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡  
「[社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）](#)」
- ・令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡  
「[新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）](#)」

文書取扱  
三股町福祉課  
社会福祉係  
電話 52-9061